

改正

平成二三年一〇月一二日条例第四三号

平成二六年 三月二六日条例第一九号

平成三〇年 三月二〇日条例第二号

広島県生涯学習審議会条例をここに公布する。

広島県生涯学習審議会条例

(設置)

第一条 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について教育委員会又は知事に意見を述べるため、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定に基づき、広島県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社会教育分科会)

第七条 審議会に、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項を調査審議させるため、社会教育分科会（以下「分科会」という。）を置く。

- 2 分科会の委員の定数は、十五人以内とする。
- 3 分科会の委員は、社会教育法第十五条第一項の規定により置く広島県社会教育委員とし、広島県社会教育委員の定数は前項の委員の定数と、任期は第三条の委員の任期とする。
- 4 前項の広島県社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者でなければならない。
- 5 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前二条の規定は、分科会の運営について準用する。

(専門部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 第五条及び第六条の規定は、専門部会の運営について準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

(広島県社会教育委員条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 広島県社会教育委員条例（昭和二十四年広島県条例第六十九号）

二 広島県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年広島県条例第十五号）

附 則（平成二三年一〇月一二日条例第四三号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県生涯学習審議会条例第一条の規定により置かれている広島県生涯学習審議会又は同条例第七条第一項第二号の規定により置かれているスポーツ振興分科会は、それぞれこの条例による改正後の広島県生涯学習審議会条例第一条の規定により置かれた広島県生涯学習審議会又は同条例第七条第一項第二号の規定により置かれたスポーツ推進分科会とみなす。

附 則（平成二六年三月二六日条例第一九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。